

売買契約書(案)

件名 新国立劇場ホワイエ用椅子の購入

買受人公益財団法人新国立劇場運営財団(以下「甲」という。)と売渡人〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、別紙記載の商品(以下「商品」という。)の売買について、次の通り契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、商品を甲に売り渡し、甲はこれを乙から買い受ける。

(仕様)

第2条 商品の仕様は別紙に定める通りとする。

(売買代金)

第3条 商品の売買代金は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税等金〇〇,〇〇〇円を含む)とする。

(債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、本契約によって生じる権利または義務の全部若しくは一部を、甲の承諾なくして第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(引渡及び検収)

第5条 乙は、甲の所在地もしくは甲が指定する場所において商品を引き渡すものとし、甲は引き渡された商品を速やかに検収し領収する。検収により不合格が判明した場合は、乙は速やかに不合格品に代わる商品を引き渡し、甲の検収を受けなければならない。

2 前項の引渡期限は、平成30年3月31日までとする。

(費用の負担)

第6条 乙は、商品の引渡に要する全ての費用を負担する。

(売買代金の請求及び支払)

第7条 乙は、第5条による商品の引渡完了後に、甲の営業部観客サービス課に請求書を送付する。

2 甲は、前項の請求書を受領後1箇月以内に、乙の指定する金融機関口座に売買代金を支払う。

(所有権の移転)

第8条 商品の所有権は、引き渡しにより乙から甲に移転する。

(危険負担)

第9条 商品が、引渡前に滅失毀損したとき、その他、引渡までの一切の危険は、甲の責任による場合を除き、全て乙の負担とする。

(契約保証金)

第10条 甲は乙に対し、甲の会計規程第29条に基づく契約保証金の納付を免除する。

(瑕疵担保)

第11条 商品に瑕疵のあることが判明したときは、引渡を受けた日から1年以内に限り、甲は、乙に対し、商品の交換もしくは瑕疵の修補とともに損害賠償を請求することができる。

(機密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結および履行に当たり知り得た相手方の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により引渡期限までに商品の引き渡しが完了しないとき。
- (2) 相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信用関係が損なわれたとき。
- (3) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があつたとき。
- (4) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何ら催告なく本契約を解除できる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜供与等の関与をしていると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(行為用件に基づく契約の解除)

第15条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する、あるいは準ずる行為をしたときは、何ら催告なく本契約を解除できる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為

(損害賠償)

第16条 第13条から第15条までのいずれかにより本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(協議事項)

第18条 本契約に定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議の上解決する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有する。

平成30年〇〇月〇〇日

甲 東京都渋谷区本町1丁目1番1号

乙

公益財団法人新国立劇場運営財団

理事長 尾崎元規

仕様書

1. 件名 新国立劇場ホワイエ用椅子の購入

2. 目的 次により指定する商品を購入する

3. 購入品 椅子①80脚および②60脚：合計140脚

① E-comfort 社「Sプライウッドアームチェア」

品番：CH8302B PK01（ウォールナット） 購入数：80脚

② E-comfort 社「Sプライウッドチェア」

品番：CH8302A PV02（ホワイトオーク） 購入数：60脚

4. 引渡場所 東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場構内およびまたは近郊の指定場所

5. 引渡期限 平成30年3月31日（土）

6. その他 (1) 商品は、新品であり、メーカーの保障期間が引渡後1年以上あること。

(2) 納入、引渡に関する費用は売渡人が負担する。

(3) 引渡時における検収は、商品が直ちに使用できる状態で行う。

以上